

平成30年（行ツ）第109号 衆議院議員選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）
被上告人 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

準備書面(1)

【上告人（選挙人）らの【上告理由書の要旨】の補充】

平成30年5月22日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

上告人（選挙人）らは、下記(1)～(2)のとおり、選挙人らの【上告理由書の要旨】を補充する。

- (1) 上告人（選挙人）らの上告理由書・7～9頁に示すとおり、岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリスト No.1428。2011.9.1 60～61頁甲26）は、

「そして、本件選挙時における前記の較差が、既に合理性の失われた1人別枠方式を主要な要因として生じたものである以上、当該時点における本件選挙区割りには憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの評価を免れないとされたものである。本件選挙時よりも較差自体の数值は大きかった過去の選挙について、平成11年最高裁判決①（選挙直近の国勢調査に基づく最大較差2.309倍）及び平成13年最高裁判決（選挙時の選挙人数に基づく最大較差2.471倍）は、当時の選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとしているが、その各時点では、なお1人別枠方式が前記の合理性を維持していたものと考えられるから、これらの先例と今回の判断とは整合的に理解することができるものといえよう⁴⁾。」（強調 引用者。同論文60頁右欄下11行～61頁左欄6行）、

4) 「従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数值に係る量的な基準が示されたことはなく、本判決においても、この点と同様であり、憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要素として国会において考慮された事情にその制約を正当化し得る合理性があるか否かという質的な観点の問題とされ、1人別枠方式については

その合理性に時間的限界がありこれによる較差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断されたものであって、単純に較差の数値のみから直ちに合憲・違憲の結論が導かれるものではないと解される（本判決は、区画審設置法3条1項所定の区割基準につき、「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる」と判示しているが、これが最大較差2倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも、その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう）。」（強調 引用者。同論文 61 頁脚注）

と記述する。

(2) ここで、重要なことは、同論文の注⁴⁾（同論文（61頁））が、

「従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る量的な基準が示されたことはなく、本判決においても、この点は同様であり、」

「本判決は、区画審設置法3条1項所定の区割基準につき、「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる」と判示しているが、これが最大較差2倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも、その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう」（強調 引用者）

と、夫々、記述していることである。

同論文の上記記述のとおり、国の1票の投票価値較差・最大2倍未満合憲説（原審答弁書29～36頁）は、従来の最高裁判例に沿うものではない。

以上